

会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開および委員の公募に関する指針の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会議名	平成22年度 高松市国民健康保険運営協議会
開催日時	平成23年2月17日(木) 10時00分～11時20分
開催場所	高松市役所 3階 32会議室
議 題	(1)平成22年度高松市国民健康保険事業特別会計決算見込みについて (2)平成23年度高松市国民健康保険事業特別会計予算見通しについて (3)諮問事項 平成23年度高松市国民健康保険事業運営の基本方針(案)について
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上記理由	
出席委員	公益代表(山下委員, 古市委員, 渡邊委員, 八十川委員) 保険医・保険薬剤師代表(曾我部委員, 梅村委員, 稲本委員) 被保険者代表(小野美津子委員, 藤村委員, 森山委員) 被用者保険等被保険者代表(門田委員, 小野賢一委員)
傍 聴 者	0 人 (定員 5 人)
担当課および 連絡先	国保・高齢者医療課管理係 839-2311

協議経過および協議結果

- (1) 平成22年度高松市国民健康保険事業特別会計決算見込みについて(報告)
平成22年度高松市国民健康保険事業特別会計決算見込みについて、事務局から報告
- (2) 平成23年度高松市国民健康保険事業特別会計予算見通しについて
平成23年度高松市国民健康保険事業特別会計予算見通しについて、事務局から内容について説明
- (3) 諮問事項 平成23年度高松市国民健康保険事業運営の基本方針(案)について
平成23年度高松市国民健康保険事業運営の基本方針(案)について、事務局から内容について説明(平成23年度においては保険料の賦課限度額を国の設定と同額に引き上げることで、中間所得者層の負担を軽減しつつ増収を図る等)
諮問事項については、原案どおり承認が決定され、高松市国民健康保険運営協議会規則第5条第2項の規定により、市長に答申するものであるが、答申文の調整は会長、また答申については、会長および会長職務代理者で一任されることに決定する。
- (4) その他
委員紹介(平成23年1月25日委嘱)および会長、会長職務代理の選任
出席委員が14名中12名で半数以上に達しているので、高松市国民健康保険運営協議会規則第4条の規定により、会議が成立していることを報告。

【協議】

議題(1)平成22年度高松市国民健康保険事業特別会計決算見込について

委員)

今年度収支において繰上充用も視野に入れるということだが、医療費を抑えることが基本であり、そのためには病気にならず元気であることが大事である。毎日の食生活の中で栄養面について考える必要があると思う。

委員)

食育による健康維持が大事である。

委員)

平成22年度は若干収納率が上昇する見込みとのことだが、原因は何かありますか。

事務局)

これは見込みであり、最終的にこのような収納率になるかどうかは分からない。歳入の確保という面からは収納率を少しでも上げる努力を引き続きしなければならないと考えている。

委員)

決算見込みの歳出で出産諸費の増減率が144%となっているのは、出産数が増えたためではなく、一人当たりの出産育児一時金の額が増えたためか。

事務局)

そうです。

委員)

滞納者の保険料の回収はどのようにしているのか。

事務局)

特別徴収や口座振替の加入勧奨、個々に応じた納付相談等を実施している。また、預貯金の調査や差押えをする場合もある。

委員)

生活弱者と言われる人たちにそのような制度があることを知らせて、少しでも保険料を納めるようにしてほしい。

会長)

2月5日付けの新聞記事に平成21年度の国保の収納率(全国平均)は88.01%とあったが、高松市は91.15%で、努力の結果が出ていると思う。

委員)

特に高齢者の病院のかかり方に問題があるのではないか。

病院の待合室が高齢者の生きがいの場所になりつつあるので保健センターの方で病院に行かなくても楽しく過ごせる場所を考えてほしい。

事務局)

保健センターでは、保健委員会からの推薦で、介護予防を推進する「元気を広げる人養成講座」を実施している。集会所やコミュニティセンター等で高齢者に、元気を広げる人が介護予防のための手遊びや軽い体操などを保健委員会のバックアップのもとに進めている。今後も保健委員会等保健組織とも話し合いながら進めていきたい。

委員)

人口に応じた施設が少ないので、生きがいつくりの場所を地域の中で作ってほしい。

委員)

例えば、数年間保険証を使わなかった場合は表彰するとか、ハガキで通知するとか、何か精神的な面でフォローできないか。

事務局)

経費もかかるので、難しい面がある。

議題(2)平成23年度高松市国民健康保険事業特別会計予算見通しについて

委員)

年齢による病院窓口の負担割合をお伺いしたい。

事務局)

69歳までは3割負担である。70～74歳の方には高齢受給者証を送付しており、所得に応じて1割負担か3割負担になる。但し、国の法律では2割となっており、毎年、特例として1割負担の措置がなされている。

委員)

70歳になったら1割になるから病院に行くというのを聞いたことがあるが、むやみに病院に行く人が減らなければ国保の赤字は減らないと思う。高齢受給者証送付の際にしっかりと説明してほしい。

特定健診のような制度を利用して病気を予防するということも大事である。

事務局)

保健センターでも、イベントなどを通じて、健康意識の啓発を行っているが、その啓発の手法というのも今後、検討していきたい。

議題(3)諮問事項 平成23年度高松市国民健康保険事業運営の基本方針(案)について

委員)

医療費通知を見て、間違っていると言う人がいるが、高松市の国保ではそのようなことがある

か。もしある場合はどのように対応しているのか。

事務局)

ほとんどは本人の勘違いである。

委員)

遅れて医療費通知が来るので、1人暮らしで軽い認知症の方などは、病院に行ったことを忘れていても誰にも相談できず、すぐに窓口に行くのかもしれない。

委員)

現実には、本当に悪い医療機関が見つかるということもあるので、難しい問題だ。

事務局)

今後、医療費通知にジェネリック医薬品の差額通知を記載することを検討している。

会長)

議題(3)「諮問事項」については原案どおり承認したいが、異議はないか。

《委員一同、異議なしと承認》

会長)

議題(3)「諮問事項 平成23年度高松市国民健康保険事業運営の基本方針(案)」については、原案どおり承認することに決定した。承認いただいた諮問事項については、高松市国民健康保険運営協議会規則第5条第2項の規定により、市長に答申することになっているが、答申文については発言内容も踏まえ、私のほうで調整してよろしいか。

《委員一同、異議なし》

市長への答申は、私と古市会長職務代理で一任いただけるか。

《委員一同、異議なし》

会長)

その他何かありますか。

委員)

保険証のカード化はどうなっているのか。

事務局)

国からの指導もあり、なるべく早い段階でカード化をしたいが、庁内の電算システム改修の時期と合わせるため、平成26年度に計画している。

委員)

前納報奨金がなくなったため、分納となり、納め忘れるということがあるのではないか。

事務局)

前納報奨金の復活は難しい。納め忘れの対処としては口座振替の制度を利用することでお願いしたい。

協議の結果、議題(1)(2)(3)については、いずれも承認された。

なお、議題(3)諮問事項については、後日、同協議会から市長に対し答申される予定である。